

# 行政書士しずおか

No.276

2014年夏号



・平成26年度 定時総会開催



静岡県行政書士会

# 平成26年度静岡県行政書士会定時総会

日時：平成26年5月23日(金) 会場：オークラアクトシティホテル浜松



CONTENTS



題名「ダム・サイト」F80号

ダム建設地に残された建物。かなり放置されたままで、いかにも崩れそうであったが、工事最盛期にはさぞ賑やかであったろうに。今でも感じる人のざわめき、生活の痕跡、昔の遺跡に感じるものとなにか通じるといってオーバーかな？

浜松労働美術展 労働金庫賞  
作者 小池晴伸（西遠支部）

平成26年度静岡県行政書士会定時総会

会長挨拶……………2

来賓祝辞 静岡県知事川勝平太様代理  
静岡県経営管理部総務局局长 川和田 篤 様…3  
日本行政書士会連合会会長北山孝次様代理  
副会長 遠田 和夫 様……………4

顕彰者紹介……………5

写真コンクール入賞者・会報誌に投稿して下さった皆様……………5

議事録……………6

平成26年度静岡県行政書士会政治連盟定期大会

議事録……………7

委員会・作業部会活動報告……………8

常葉大学法学部出前授業報告……………9

投 稿

ノルディックウォーキングの勧め 静岡支部 森 奈穂子……………10

奥の細道紀行 富士宮支部 保坂 昭秀……………12

鳥になった幸吉 静岡支部 佐藤 吉男……………13

Topics

「行政書士法の一部を改正する法律案」の可決・成立について…15

掲 示 板……………17

会員の動静……………18

会議議事内容……………23

会 務 録……………34

Living room「夏つばき」 会長 岸本 敏和……………38

平成26年度静岡県行政書士会会務日程表……………40

つばやき・編集後記……………42

# 平成26年度静岡県行政書士会定時総会

## 会長挨拶

静岡県行政書士会会長 岸本 敏和

皆様、こんにちは。

本日はたいへん大勢の会員及び御来賓の皆様にお集まりいただきまして有難うございました。今日は、第63回目の静岡県行政書士会の総会でございます。この総会が70回、80回、90回、100回と続くような思いを込めて、きょうの総会を開催いたしたいと思っております。

会長挨拶に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日は公務御多忙の中、静岡県経営管理部総務課長川和田篤様、浜松市都市整備部部長河合勇始様、日本行政書士会連合会副会長遠田和夫様、その他大勢の御来賓の皆様、お忙しい中誠にありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。さて、本日の総会は第63回目の静岡会の総会です。今年度は浜松での開催です。浜松市民の私にとって非常にうれしいことでもあります。

さて、昨年度1年間を振り返って主な活動を三点ほど申し上げたいと思っております。

一つ目は、静岡県各市町における活動です。行政書士法遵守における市町議会における請願・要望活動は、浜松市をはじめとして11市町になりました。また大規模災害発生時における災害支援協定は、伊東市をはじめ14市町を数えるまでになりました。

二つ目は、官公署からの受託業務です。経営事項審査以外に模索をしてきましたが、静岡市における道路内民地の調査業務を年間を通じて受託することができました。この受託は、他の市町や静岡県の道路にも拡大することが見込まれ、今年度も継続して推進していきたいと考えております。

三つ目は、相続手続きにおける金融機関に対する代理権の周知活動です。概ね県内の金融機関との協議ができましたので、今後は、金融機関からの問い合わせ等に関する、本会に担当窓口を設置し、さらなる確立をはかりたいと考えております。まだまだ報告したい事案がございますが、それは後ほどの議案審議のところで述べたいと思っております。

さて、静岡県行政書士会の会長に就任しまして、早3年が経過しました。私としては全力投球無我夢中で、会務を遂行して参りましたが、会長としての職責を果たしているかどうかは、甚だ疑問に思っております。皆様からのご意見等を参考にし、従来の型式にはまらないよう。フレキシブルに対応できるよう。変えるべきものは変えるよう。しかし、守るべきものは守るよう。間違った施策や効果のなかった施策は、できるだけ早く検証し改めるよう努力しておりますが、日々判断に迷いながら会務に就いております。

時代は、刻々と変化しています。私達の仕事にも影響をおよぼすであろうTPPの交渉や国のあり方を考えさせられる集団的自衛権をめぐる数多くの意見。原発を含むエネルギーの諸課題や人口減少がもたらす多くの問題点等々。太平洋戦争後営々と築いてきた制度や組織いわゆる戦後レジームが転換を余儀なくされています。あと5年もすれば、平成26年のあの時が我が国の転換点だったのだと思うかもしれない、その転換点の中に、今、正に私たちは生きているのかもしれない。

その転換点の中で行政書士制度や行政書士会をどのような方向にもっていくのか？どのような舵をとっていくのか？将来を見据えた政策はいかにすべきか？どう皆さんの利便性、あるいは業務の拡充を図ればいいのか？会長に与えられた責任は重大なものがあると感じております。

残された私の任期はあと1年です。会長就任以来4年を目途に施策を実施してまいりました。この1年間は、あ



る意味で会長としての集大成の年度になろうかと思えます。そして、この転換期の時代をどのように乗り切るか。皆様のご意見を糧に、会の拡充と業務の拡大並びに会員の皆様をお守りする立ち位置を忘れずに、行政書士としての視線ばかりでなく、社会人としての視線を持ち、市民・県民・国民並びに企業・団体等からも積極的にご意見を頂戴し、どうしたらこの行政書士制度が盤石なものになっていくのかをこの1年をかけてじっくり取り組んでいきたいと考えております。会員の皆様方のご支援・ご鞭撻の程宜しく申し上げます。

結びにあたりまして、本日の総会が盛会になることを願うと同時に本日ご列席のご来賓の皆様方、そして総会にご出席の会員の皆様方の益々のご健勝とご多幸をご祈念致しまして、私の挨拶とさせていただきます。有難うございました。

## ご来賓祝辞

静岡県知事川勝平太様代理

静岡県経営管理部総務局長 川和田 篤 様

御紹介をいただきました静岡県経営管理部総務局長川和田と申します。本来でございますと川勝知事が出席をいたしまして、皆様方に御挨拶を申し上げるところでございますが、きょうは公務のため出席できないということで、私がかかわって出席させていただきました。知事から祝辞を預かってきておりますので代読をさせていただきます。

「平成26年度静岡県行政書士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

本日は御来賓の方々を初め、多数の会員の皆様の御出席のもと、総会がこのように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。また、皆様方には行政機関への提出書類や行政に関わる相談業務を通して、県行政の推進に対しまして日ごろから御理解、御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

行政書士法が昭和26年に施行されて以来、半世紀以上が経過し、この間貴会におかれましては会員数約1,500人という大変大きな組織となり、全国でも有数の行政書士会へと発展されました。これも歴代の役員の皆様を初め、会員の皆様の努力の賜物と、深く敬意を表する次第であります。

また、大規模災害時における被災者支援に関する協定を磐田市のほか9市4町と結ぶとともに、県立伊東商業高校で法律を題材にした出前講座を開催するなど、県民に寄り添う新たな活動に積極的に取り組まれていることに敬服いたしております。

さて、本県におきましては昨年6月に富士山が世界遺産に登録され、名実ともに世界の宝となり、世界から『ふじのくに』として認識されるに至りました。これを期にこれまでの富士山の保全保護活動に加え、富士の名に恥じることのない人づくり、地域づくりを進めていきたいと考えております。

そこで本県では、平成26年度から平成29年度を計画期間とする総合計画の後期計画である後期アクションプランを策定いたしました。計画の基本理念としては『富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～』を掲げ、まずはすべてに優先される命を守る危機管理体制の充実に取り組み、徳のある人材の育成と豊かさの実現を図り、相互に助け合いながら『ふじのくに』の徳のある豊かで自立した地域づくりを進めていきます。こうした取り組みを進めることで、県民幸福度の最大化を目標とした『住んでよし、訪れてよし、産んでよし、育ててよし、学んでよし、働いてよし』の理想郷を目指していきますので、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

複雑多様化する県民ニーズにこたえるため、高度な知識を持ってコンサルティングを含む許認可手続きの業務を行う行政書士の皆様の役割は、一層大きなものとなってきております。このような状況下においても、行政書士の皆様が的確に対応され、行政機関等への手続きの円滑な実施に寄与されているものと認識しております。

行政機関への申請手続き等の代理に加え、行政手続きにおける聴聞や弁明についての代理権が付与されるなど、時代の変遷とともに、行政書士の皆様の果たす役割は、より重要なものとなってきており、県民から頼られる場面もさらにふえることと思えます。設立後60年を超える歴史を有する貴会のさらなる飛躍を期待しております。今後

もまちの法律家として県民の皆様と行政とをつなぐ役割を果たすとともに、県行政の円滑な運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会のさらなる御発展と、会員の皆様の今後ますますの御活躍を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。平成26年5月23日、静岡県知事川勝平太。」

## 日本行政書士会連合会会長北山孝次様代理 副会長 遠田 和夫 様

会長から祝辞を預かっておりますので、祝辞を代読させていただきます。

「祝辞。本日は静岡県行政書士会の平成26年度定時総会が静岡県知事様初め、多数の御来賓の御臨席を賜り開催されましたことを心よりお喜び申し上げます。

また、先ほど永年にわたる御功績により知事表彰、会長表彰、会長感謝状を受けられました会員の皆様、本当に長きにわたり御苦勞様でございました。皆様の御受賞を心よりお喜び申し上げます。

日ごろより岸本会長を初め、静岡県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年度の大きな社会情勢の変化としては、参議院通常選挙による両院のねじれ解消が挙げられると思います。決まれない政治からの脱却は、近年の我が国の政治経済にとって大きな転換点でありました。

また、国際通貨基金の年次報告では、アベノミクスにより景気見通しが著しく改善していると評価されるなど、経済政策の効果があらわれ始めました。猛暑だった夏の後には、56年ぶりとなる夏季オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定されるなど、日本が元気になるニュースも多かったと思います。

一方で、被災地の復興やTPPの成り行きなど、行政書士にも深く関わる諸課題も多くあります。今後も注視し積極的に関わらなければならないと考えているところです。

さて、日行連ではこれまで『勝ち残る行政書士』『国民に寄り添う行政書士』制度の構築というスローガンを掲げて事業を推進してまいりました。昨年度にはこのスローガンを実現するために政策大綱をまとめ、理事会で決定して、会員の皆様にお知らせしたところです。

本年度は総務省における行政書士制度の担当官に行政書士係が新設されました。さまざまな政策において、これまで以上に連携して推進してまいります。震災の復興支援事業を継続しつつ、国民の利便及び権利の擁護に資するための法改正を引き続き推進します。

また、コンプライアンスの確立を大前提とした上で、自動車のOSS登録への転換への対応やTPPへの対応、中小企業支援などの職域の確保・拡大を図ってまいります。

さらに、長らく単位会を悩ませている長期会費滞納者に関する問題にも一定の解決策を示すべく、継続して取り組んでまいります。

加えて、連合会の歴史にとっても大きな1ページとなる本部機能の移転事業を実現させ、攻めの姿勢を内外に示したいと思います。これからの強固な行政書士制度の構築に向け、連合会会長として全国の会員の先頭に立ち、単位会と連携しつつ、前進することをお誓い申し上げます。

最後となりましたが、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員各位の御健勝を祈念し、お祝いの御挨拶とさせていただきます。平成26年5月23日、日本行政書士会連合会会長北山孝次。」代読、遠田和夫。きょうは本当におめでとうございました。

## — 顕彰者紹介 —

### 総務大臣表彰受賞者

岸本 敏和 会員

### 行政書士業務功労表彰者 (静岡県知事表彰者)

後藤 博行 会員

平岡 康弘 会員

### 物故顕彰者

三島支部 渡邊 俊彦 会員

西遠支部 村木 成爾 会員



岸本会員（左上）、後藤会員・平岡会員（左下）、渡邊会員ご遺族（右）

### 静岡県行政書士会会長表彰受賞者 (顕彰規程)

第3条第1項2号	富士支部	神尾 睦	会員	静岡支部	我妻 和男	会員
第3条第1項3号	静岡支部	岩瀬 喜臣	会員	水窪支部	奥山 浩行	会員
第3条第1項4号	清水支部	橋本 正臣	会員	志太支部	磯部 文雄	会員
第3条第1項5号	富士支部	横井 博人	会員	西遠支部	山内 大	会員
第3条第1項7号	熱海支部	山田 治雄	会員			

### 写真コンクール入選者

会長賞	三島支部	永原喜世治	会員			
優秀賞	熱海支部	田畑 浩	会員	静岡支部	前田 芳秀	会員
入賞	伊東支部	石井 康一	会員	静岡支部	佐藤 吉男	会員
	榛原支部	久保田義朗	会員			
佳作	三島支部	野中 房代	会員	富士宮支部	佐野 宜良	会員
	静岡支部	高桐 正雄	会員	西遠支部	竹内 一登	会員

### 会報誌に投稿してくださった皆様

田方支部	山本 順平	会員	富士宮支部	保坂 昭秀	会員	静岡支部	高桐 正雄	会員
静岡支部	佐藤 吉男	会員	静岡支部	前田 芳秀	会員	静岡支部	望月 俊幸	会員
静岡支部	山本 隆	会員	西遠支部	小池 晴伸	会員			

# 平成26年度静岡県行政書士会定時総会

日時：平成26年5月23日(金) 午後1時00分  
会場：オークラアクトシティホテル浜松 4階 平安

## 第1号議案「平成25年度事業及び会務報告」

## 第2号議案「平成25年度収支決算報告の件」

議長は、関連する第1号議案及び第2号議案を一括上程し、第1号議案の説明を岸本会長に、第2号議案の説明を中山経理委員会統括部長に求めた。

岸本会長は、第1号議案に関して、基本方針に基づく平成25年度に取り組んだ事業を説明した。

中山経理委員会統括部長は、第2号議案に関して平成25年度収支決算の内容を説明した。

関連して倉田代表監事が監査報告を行った。

議長は事前にこれらの議案に対する質問等を提出した会員に発言を許し、質疑応答が行われた。

議長は、質問事項に対する答弁が終了したことを

告げ、一括上程した第1号議案及び第2号議案の承認を会議に諮ったところ、全会一致を以て原案通り承認された。

## 第3号議案「平成26年度事業計画（案）の件」

## 第4号議案「平成26年度収支予算計画（案）の件」

議長は、関連する第3号議案及び第4号議案を一括上程し、第3号議案の説明を岸本会長に、第4号議案の説明を中山経理委員会統括部長に求めた。

岸本会長は、第3号議案に関して、4項目の基本方針に沿った平成26年度事業計画案を説明した。

中山経理委員会統括部長は、第4号議案である平成26年度収支予算案の内容を説明した。

議長は、一括上程した第3号議案及び第4号議案の承認を会議に諮ったところ、全会一致を以て原案通り承認された。  
(議事録抜粋)



# 平成26年度 静岡県行政書士政治連盟定期大会

日時：平成26年5月23日(金) 午後4時10分

会場：オークラアクトシティホテル浜松 4階 平安



## 第1号議案「平成25年度活動報告の件」

## 第2号議案「平成25年度収支決算報告の件」

議長は、関連する第1号議案及び第2号議案を一括上程し、第1号議案の説明を鈴木会長に、第2号議案の説明を後藤幹事長に求めた。

鈴木会長は、第1号議案に関して、基本方針に基づく平成25年度に取り組んだ事業を説明した。

後藤幹事長は、第2号議案に関して平成25年度収支決算の内容を説明した。

関連して坂間会計監査代表が監査報告を行った。

議長は、一括上程した第1号議案及び第2号議案の承認を会議に諮ったところ、全会一致を以て原案通り承認された。

## 第3号議案「平成26年度運動方針（案）の件」

## 第4号議案「平成26年度収支予算書（案）の件」

議長は、関連する第3号議案及び第4号議案を一括上程し、第3号議案の説明を鈴木会長に、第4号議案の説明を後藤幹事長に求めた。

鈴木会長は、第3号議案に関して、3項目の基本運動方針に沿った平成26年度運動方針案を説明した。

後藤幹事長は、第4号議案である平成26年度収支予算案の内容を説明した。

議長は、一括上程した第3号議案及び第4号議案の承認を会議に諮ったところ、全会一致を以て原案通り承認された。

(議事録抜粋)

## 委員会・作業部会活動報告

静岡県行政書士会組織の各委員会、グループ、プロジェクトチームの一部に変更がありました。  
業務拡充開発部門に補助金業務普及PTが新に作られました。

変更のあった(1)業務拡充開発部門(2)業務普及推進活動部門の構成員は下記のとおりです。

### 平成26年度本会構成員一覧表

(1) 業務拡充開発部門	常任理事会構成員		部長を除く委員会等構成員			
	総括部長	統括部長	理事		人材BK	
有限型PT組織			チーフ	委員		
エ 中小企業支援業務開発PT		岩瀬喜臣 (静岡)		森川美佳 (清水) 石川高雄 (西遠)	橋村憲治 (富士) 鈴木 明 (西遠)	花田博伸 (志太)
カ 補助金業務普及PT		岩瀬喜臣 (静岡)		西村陽子 (静岡)	塩崎宏晃 (西遠)	加藤道幸 (西遠)

(2) 業務普及推進活動部門	常任理事会構成員		部長を除く委員会等構成員			
	総括部長	統括部長	理事		人材BK	
固定型委員会			チーフ	委員		
オ 中小企業支援委員会		岩瀬喜臣 (静岡)		中村聡介 (裾野) 田中めぐみ (志太)	中津川浩淳 (富士宮) 榛葉諭司 (掛川)	小倉正稔 (静岡) 松島正幸 (中遠)



## 常葉大学法学部出前授業報告

公教育出前講座G キャプテン 藤井正春

公教育出前授業グループでは常葉大学法学部1、2年生を対象に下記内容で出前授業を実施しました。

1. 日 時 平成26年6月26日(休) 16:20~17:50
2. 場 所 常葉大学水落校舎 403号教室
3. 対 象 常葉大学法学部1、2年生 20人
4. 行政書士会参加者 8人
5. 講 師 岸本会長 月見里副会長
6. 講義内容 街の法律家「行政書士になろう」  
…夢をあなたに…

講義は月見里副会長が「街の法律家「行政書士になろう」…夢をあなたに…」というテーマで行政書士の業務と経験に基づく事務所経営、さらに行政書士試験や

これからの行政書士について講義を行い、引き続き行政書士法改正直後で法改正に基づく審査請求等への展開について岸本会長が講義を行いました。

その後、学生が数人のグループに分かれ本会参加者がグループに一人つき活発な質疑応答が行われました。

今回の出前授業について大学側からは行政書士の業務や将来性、さらに試験についてわかりやすい説明がされ学生の行政書士への理解が深まり、このような講義を今後もお願いしたい旨の話もいただきました。今回の出前授業をきっかけにBesideや行政書士試験願書を置いてもらうことになり、私達公教育出前講座グループでは今後も常葉大学と協働しながらこの出前授業を発展させていきたいと考えています。



## 投稿

## ノルディックウォーキングの勧め

(静岡支部 森 奈穂子)

皆さんノルディックウォーキングというスポーツをご存じでしょうか？

あまり馴染みのないスポーツかもしれませんね。では、冬季オリンピックの種目であり、ソチで渡部昭人選手が銀メダルを獲得し、かつては萩原兄弟も活躍した「スキージャンプ複合」という競技はどうでしょうか？こちらはテレビなどでご覧になった方も多いと思います。その複合の距離部門、スキー板を履いてポールを持って雪道をマラソンのように走る？歩く？見ているだけで大変そうなスポーツをクロスカンリースキーといいます。そして、スキー板を履かずにポールを持ってウォーキングするのが「ノルディックウォーキング」です。



元々はクロスカンリースキーの夏の訓練向けプログラムとして考えられ、体力維持と筋力強化が得られるかなりハードなものだったようですが、誰でも出来る手軽なスポーツとして改良され、現在ヨーロッパを中心に世界中で競技人口が増えているそうです。

日本では、介護予防や生活習慣病予防対策として効果があるとして、近年人気が高まり、各地で体験会が行われています。

ポールを持って歩く？リハビリみたい？ちょっと恥ずかしくない？

わたしも実際体験してみるまでは「???」でしたが、とにかく体験してみると、爽快感と心地良い疲労感、そんなに頑張っていないのに全身に広がる「運動したぞ!!」という充実感が得られます。

静岡支部では厚生部が皆さんに声を掛け、2月2日に行われた静岡県ノルディック・ウォーク連盟主催の「ノルディックウォーキング体験会」に参加して来ました。参加者は支部会員、家族、友達など十数名でした。

場所は静岡市清水区のエスパルスドリームプラザ周辺。当日は生憎の雨でしたが、雨天決行とのことで予定どおりドリームプラザの観覧車前に集合しました。

参加者のほとんどはポールを持っていないため、まずはポール選びから始まります。ポールも様々な形のものがあります。指導員さんにそれぞれポールを選んでもらい、身長に合わせて長さを調整します。ポールを長めに伸ばしておいて、先端を地面に付け、上から掌で丁度良い高さまで押し下げていき固定します。初心者の場合はおへその少し上位が良いそうです。

次にドリームプラザ館内で指導員さんからノルディックウォーキングについて、歴史から現在の競技人口が増えている状況、方法やその効果などのレクチャーを受け、いよいよ実戦です。



建物外側デッキの屋根のある場所で、準備運動から行いました。これもポールを使って行います。何も使わずに行う運動よりも、動作が大きく出来るような気がして、それだけでも気持ちが良いです。

そして、いよいよノルディックウォーキング開始。

初めはポールの事を意識せず、ポールを引きずるようにして歩きます。(これは簡単)

次に歩幅に合わせて足と同じ位の位置にポールを付きながら歩きます。(これはちょっと大変な場合も…ポールを意識するあまり右手と右足が同時に出てしまったり、歩き方がぎこちなくなってしまう…)慣れるまで何回か歩きます。歩く姿勢にも意識して格好よく、美しく歩きます。(この日はレストランのすぐ横で練習したので店のウィンドウが鏡のように姿を写してくれます)

次はちょっと運動量を上げる歩き方、ポールを前に突き出すようにして斜めに付きます。腕の振りを意識して、前に出るときポールを押すような感じで歩きます。推進力がついてぐいぐい前に進んでいく感じがします。慣れて来ると歩くスピードも自然に上がって来ますが、速く歩こうとする必要はありません。(上半身を使うのでノルディックウォーキングはスポーツだ!!と実感できます)



歩き方を習った後は、ドリームプラザ軒下を皆で歩き、最後にストレッチ(もちろんポールを使って)を行い終了です。

そんなに長い距離を歩いたわけではないのに、心地よい疲労感と体を動かした後の爽快感がありました。ポールを持って歩くことで全身運動となり、運動量も自然と高くなるのです。(ノルディックウォーキングは体の90パーセントを使うと言われています)

毎月第一日曜日に開催している体験会で、天候に恵まれた日は、ヨットハーバーをぐるりと回ったり、巴川の方まで歩いて行ったり、5~6キロ歩く事もあるそうです。良い景色を眺めながらのノルディックウォーキングも大変気持ち良いものです。

ポールを持って歩くだけなので、誰でも簡単に始められるスポーツです。ウォーキングなら普段からやっているよ…という方、膝や腰の調子が悪くて運動は敬遠している…という方、忙しくてスポーツの時間がなかなか取れないよ…という方にも、その人に合った方法で、好きな時間に行うことができるというのが良いところだと思います。

どんなスポーツでも無理をしたり、誤った方法で行なったりすると逆効果という場合もあります。ノルディックウォーク連盟などが各地で体験会を開催していますので、お近くの体験会に参加してみませんか?そして自分のペースでノルディックウォーキングを楽しみましょう。



## 奥の細道紀行

(富士宮支部 保坂 昭秀)

気持ちのみ充実しても八十歳ともなれば身体が若い時のように言う事を効かなくなる。先輩曰く「子供に所帯を持たせたら、親の責任は終わり、足腰の丈夫なうちに珍しい所の見聞をしなきゃ、この世に未練が残るよ」とアドバイスを受け、年齢が近い友人の訃報に接しショック。それではと、なけなしの資金をかき集め、新聞折込みチラシからY旅行の「弘前北上、角館、三大桜祭りの旅」に参加した。

参加者三十七名、殆どの参加者が現役退役組、もっともウイークデイだから働き盛りの若者が参加できる筈がない。今回のメインテーマは桜、初日は東北新幹線一の関駅下車、世界遺産登録の中尊寺拝観、何故か境内の桜満開なのに観光客は予想より少ない。金色堂見学は二回目、今回は時間的余裕があったので武蔵坊弁慶の記念墓をたっぷり拝観し、芭蕉の名句「夏草やつわものどもの夢の跡」感傷に浸ることが出来た。さてマヒナスターズのヒット曲で知られる♪匂い優しい白百合の・・・♪北上河畔の数キロに及ぶ桜並木は葉桜で残念。しかし角館武家屋敷の枝垂れ桜と檜木内川堰防の数本の染井吉野は満開、豪華な桜花の競演が、旅の充実感を満たしてくれ言葉もでなかった。

また、日露戦争の勝利記念公園の桜は湖畔を巡りすべて満開、見事の一言、しかし湖上を吹き渡る冷風には桜見物の興味が半減、田沢湖で名物うどんの昼食と忠犬ハチ公で知られる秋田犬の見学、雑踏する観光客にウンザリ檻中で寝そべて暇老人どもと軽蔑の目で観察している。十和田湖は未だゴールデンウィーク前の為か観光客はまばら、しかし風は冷たかった。シーズンともなれば雑踏する奥入瀬溪谷も立木が芽をふかず、一見枯れ木山の様相お蔭様で混雑もなく、溪流の見事さを見学出来た。弘前公園に向かう峠は登るにつれて次第に雪の草原に、バス道路以外は推定一メートル以上の白銀の世界。新田次郎の作品「八甲田山死の彷徨」が脳裏をよぎった。時は明治三十五年、日露戦

争戦争を予測した雪中行軍実験、四月でも豪雪なのに極寒の一月、小説では実験志望兵となっているが、明暗をわけたのは計画コースを十一日かけて無事走破した弘前三十一連隊、スタッフの意見を聞かず、強行軍した青森五連隊、百九十余名の兵士が命を落とした。判断を誤った上官の無計画強行軍に命令とあれば死の恐怖に晒された兵士の心境は推察出来る。小説の紹介はこの辺でストップ。

険しい八甲田山を下ると吉幾三のヒット曲「津軽平野」が展開され、今までバス走破してきた峠と様替り、見渡す田植前の水田。

さて、弘前公園は満開の桜、散り始めている桜、本丸の館を取り囲む桜一色、散った花びらで、お堀は白一色、散る桜花吹雪の中をウォーキングまさに桃源郷であった。しかし公園入り口では殺到する観光バス、観光客の誘導にボランティア、観光協会の職員は汗だく。

他の観光地同様、横割長屋の土産品売店では、若い娘、昔の娘が観光客の財布の紐を緩めさせようと声を枯らしている。

さながら、当地神社の祭典中日の様相、人の混雑ぶり。ある観光業関係者曰く、他の商売では、値引き要求、貸売りなど厳しいが、土産品は、その心配なく、即現金売りだからバス会社などに手数料を支払っても採算は悪くないよ・・・・・・

帰路、バスは雫石町を通過、数十年前この上空で自衛隊戦闘機が旅客機と接触、結果は162人の乗員、乗客の犠牲者を出した事を思い出し、しかも乗客の大勢の乗客が、富士市の住民だったから他人事とは思えなかった。

幸い三日間、天候に恵まれた旅ではあったが、元働き蜂族のストレス解消ツアー、「散る桜、残る桜も散る桜」が頭脳をよぎった。

## 鳥になった幸吉

(静岡支部 佐藤 吉男)

### (一) ライト兄弟

明治三十六年(1903)十二月十七日、ノースカロライナ州キティホークの南八キロにある海岸、キル・デビル・ヒルズで、ライト兄弟が「ライト・フライヤー」という飛行機械に乗って、世界ではじめて空を飛んだ。これを記念して、昭和七年(1932)十一月十九日、キル・デビル・ヒルズには、国立記念碑が建てられた。

兄はウイルバー・ライト。慶応三年(1867)四月十六日生まれ。弟はオービル・ライト。明治四年(1871)八月十九日生まれ。明治三十六年(1893)春、二人は、自転車店を開業し、そのかたわら明治三十二年(1899)七月、スミソニアン協会から航空資料を取り寄せ、飛行機の研究に着手。そして、明治三十六年(1903)十二月十七日、人類初の動力飛行に成功した。オービル搭乗の骨に布を張った凧のような飛行機械はライト・フライヤーと名づけられ、十二秒間、けたたましいエンジン音とともに三十六・五八メートルを飛んだ。さらに同日、三回目の飛行で、五十九秒間、二百五十九・六九メートルに距離を伸ばした。ウイルバーが搭乗した四回目の飛行で、ライト・フライヤーは、強風にあおられて昇降舵が壊れ、惜しくも破壊されてしまった。ライト・フライヤーの総飛行時間は、九十八秒だった。

その後、明治四十二年(1909)五月二十日、フランス人のポール・テイサンディアが、初めて一時間以上の飛行を記録した。

大正元年(1912)五月三十日、ウイルバー・ライトは、腸チフスで死去。兄が死んで、オービル・ライトは、ライト社の権利をカーチス社との合併によって売却してしまう。そして、昭和二十三年(1948)一月三十日、亡くなった。

### (二) 備前の浮田幸吉

ライト兄弟より百年も前に日本にも、空を飛んだ男がいた。それが浮田幸吉である。

宝暦七年(1757)、浮田幸吉は、備前児島郡八浜、現在の岡山県玉野市八浜に生まれた。父は桜屋という紺屋と船宿をしていた瀬兵衛。瀬兵衛は早世して家運が傾き、七歳の幸吉は、上の町の表具屋万兵衛に預け

られた。その万兵衛も天明四年(1784)の冬、風邪がもとで亡くなった。十五歳で岡山に出た幸吉は、甥・弥作のいる紙屋へ住み込んで、表具師の仕事に励んだ。仕事の合間に蓮昌寺へ出かけ、飛び回っているたくさんの鳩をみて、自分も空を飛べたらと思うようになった。そして、流行していた絵入りの数学の木「塵劫記」を隅々まで読んだ。昼間は店の仕事をして、夜になると物置で研究に取り掛かっていた。その様子が、菅茶山の「筆のすさび」には、

「表具師幸吉というもの一鳩をとらえて、その身の軽重羽翼の長短を測り、我が身の重さをかけ比べ——」とあり、彼が出雲の報恩寺住職道光上人に送った書簡には、

「このごろ岡山の表具師いかりや幸吉余りに誠に珍しく云々」と書いている。これより先行する文章に、拙斎の鳥人編があり、

「或は呼んで鳥人という。それ人にして羽虫たるを願う。妄想も甚だし、然れども彼は素と市井の一雇工なり、深く責むるに足らず、等しくこれを論ずれば、——徳を敗らんと欲する者、今古何ぞ限らん、亦鳥人の愚に幾からずや、この鳥人編、由て作る所以なり」と書かれ、幸吉のことを人騒がせな人物としている。

また小島天楽の「寓居雑記」には、

「雀一羽とり得て、秤にかけ身の軽重を考え——」「先年弥作の家兄周吾なる者京橋上から飛行した」と書かれ、信憑性はこちらの方が高い。幸吉は、鳥の羽に似せて竹の骨に紙を張り、それを翼にして屋根から飛び降りた。だが、卓を開いて飛び降りる程度の感触しか得られなかった。次には人形にいろいろな形をした翼をつけて、屋根から落としてみた。この実験は効果的だったので、幸吉は翼を背負って屋根から飛んだ。すると、わずかながらも浮力を感じることができた。問題は、浮力と重力の関係だった。滑空するには、それに抵抗力が加わる。風に対する翼の実験をするために、もう一度屋根から飛び降りた。しかし、あえなく柿の木に引っかかって落ちてしまった。そこで、もっと広いところで飛んでみたいと思った幸吉は、故郷の八浜へ帰り、実家の桜屋の屋根から南風に乗って飛ん

だ。しかし、大きな翼を上下に動かすことができず、わずか十五メートル先の空き地へ着地しただけだった。幸吉は、翼を上下に動かすとバランスを失って危険であることに気付いた。そこで考え出したのが、鳶の羽である。今度は鳶を捕らえて、羽とからだのバランスを調べ、滑空するための翼を工夫した。

天明五年（1785）六月、旭川の川原で奈良茶の会があり、幸吉は翼を分解して京橋まで運んだ。急いで翼を組み立て自分の身につけた。そして、橋の欄干を足でけて飛び立った。風に乗った幸吉は、足で調節する尾翼の操作で上昇し、川原で遊ぶ人の上を大きく旋回した。だが、その時、幸吉は「天狗だ、天狗だ」と叫ぶ声を聞いた。これに気がゆるんで、幸吉は、すっかり羽ばたくのを忘れてしまった。不運にも風が変わった。空気の抵抗が以外に強かった。幸吉は、ゆっくりと下降をはじめ、そのまま群集の中へ落ちて行った。群衆が四方に散っていくのがはっきり見えた。幸吉は本能的に首を横に向けた。ひどい衝撃を左足に受けて落下した。すると、二人の侍が幸吉の前に現れた。そして、幸吉の腰をけり、腕を敢って、役所へ引っ張って行った。旭川に架かる橋は鶴見橋、相生橋、京橋の三つあるが、維新以前の架橋は京橋のみである。幸吉が飛行した橋は、京橋とみてよい。飛行の年代も天明五年（1785）六月で飢饉のあった年である。

しかし、幸吉は人を騒がせたという罪で入牢し、四ヶ月後、所払いとなった。東へ逃れた幸吉は、時計師・近江六斎の紹介で駿府城下の時計師・竜考齋の世話になることになった。

### （三）駿府の浮田幸吉

寛政七年（1795）、幸吉は、駿府の江川町に住み、備考齋を名乗り、時計師と齒科技工士を兼ねたような仕事をしていた。寛政八年（1796）、幸吉は、八浜から兄の子・幸助を呼んで養子とした。これが、二代目幸吉である。現在、大工町の福泉寺にある幸吉といわれる墓は、この二代目幸吉の墓だと思われる。

墓石には「備前児島郡八浜桜屋瀬兵衛倅幸吉、嘉永四年（1851）三月二十四日死、享年六十八歳」とある。幸吉に二代あることがわかれば、見付の大見寺の幸吉の墓石も不自然ではない。

幸吉が一人前となり妻を迎えると、初代・幸吉は大工町に一人で住むようになった。

享和二年（1802）の春、幸吉は飛行からくりの実験の許可願いを出した。鳶の飛行を参考に滑空式の模型

飛行機を作って、賤磯山へ登った。飛行機は、風の吹くままに悠々と飛び上がった。視界から消えた飛行機は、翌日駿府城の松に引っかかっていた。しかし、これを役人にとがめられ、幸吉は再び所払いとなった。駿府に移ってからの幸吉の足跡には諸説ある。賤磯山から安倍川を越えて建徳寺まで滑空したという説もある。新田次郎の小説「鳥人伝」では、三保で飛行実験をしている最中に、飛行機とともに海中へ没したとされている。また、駿府城の一件で処断されたともいわれているが、それでは、見付にある大見寺の幸吉の墓石を説明できない。

### （四）見付の幸吉

駿府をあとにして、幸吉は、大和田友蔵の世話で見付の宿へ落ち着き、備前屋という飯屋を開いた。五十歳を過ぎて、ようやく妻を迎え、子供を持つことができた。

幸吉がいつどこで死んだか不明だったが、八浜の郷土史家・伊東忠志氏の長男によって、見付の大見寺で墓が発見され、過去帳にもその戒名が見つかった。墓石には「弘化四年（1847）八月二十一日没」と刻まれている。

没後百五十年の平成九年（1997）には、岡山県玉野市の青年会議所が再現した設計図を基に、大見寺のある磐田市で当時のライダーの二分の一のモデルが作られた。玉野市では池田家の子孫が、二百十二年ぶりに幸吉の所払いを解除した。本村辰令を幸吉の子孫に手渡したというが、幸吉を罪人扱いしながら、勝手な話である。

世界で最初の飛行家は、九十一歳という天寿を全うし、故郷を遠く離れた見付の地で今も静かに眠っている。太平洋戦争で日本が負けたのは、飛行機の開発を怠ったからだと嘆いているのだ。

おわり

# Topics

## 「行政書士法の一部を改正する法律案」の可決・成立について

第186回通常国会に於いて、「行政書士法の一部を改正する法律案」が両院で可決（衆議院：6月13日／全会一致、参議院：6月20日／全会一致）・成立し、6月27日に公布されました。施行は公布の日から6ヶ月後とされています。

法改正により、日行連の研修の課程を修了した行政書士（特定行政書士）に限り、行政書士が作成した官

公署に提出する書類に係る許認可等に関する不利益処分につき、審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続きについて代理し、及びその手続きについて官公署に提出する書類を作成することを業とすることができるようになります。

現在、日行連に於いて会則・規則の改正や研修体制の整備等必要な措置を講じられているところです。

改正案		現行	
<p>行政書士法の一部を改正する法律案 新旧対照表</p> <p>○行政書士法（昭和二十六年法律第四号）</p>		<p>（傍線部の部分は改正部分）</p>	
<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [略]</p> <p>第三章 登録（第六条―第七条の四）</p> <p>第四章～第九章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二 [略]</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。</p> <p>二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 [同上]</p> <p>第三章 登録（第六条―第七条の三）</p> <p>第四章～第九章 [同上]</p> <p>附則</p> <p>（業務）</p> <p>第一条の二 [同上]</p> <p>第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。</p> <p>一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。</p> <p>〔新設〕</p>		

三・四 〔略〕  
2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

〔特定行政書士の付記〕

第七條の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一條の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録に特定行政書士である旨の付記をしなければならぬ。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならない。

〔登録の細目〕

第七條の四 この法律に定めるもののほか、行政書士の登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

〔設立〕

第十三條の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

〔業務の範囲〕

第十三條の六 行政書士法人は、第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第一号の総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務及び第二号に掲げる業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

- 一 法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうち第一條の二及び第一條の三第一項（第二号を除く。）に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部
- 二 第一條の三第一項第二号に掲げる業務

（日本行政書士会連合会の会則）  
第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項
- 二 第一條の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に關する規定
- 三 五 〔略〕

二・三 〔同上〕  
〔新設〕

〔新設〕

〔登録の細目〕  
第七條の三 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他登録に関し必要な事項は、日本行政書士会連合会の会則で定める。

〔設立〕

第十三條の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人（第一條の二及び第一條の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。）を設立することができる。

〔業務の範囲〕

第十三條の六 行政書士法人は、第一條の二及び第一條の三に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準ずるものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。ただし、当該総務省令で定める業務を行うことができる行政書士に關し法令上の制限がある場合における当該業務（以下「特定業務」という。）については、社員のうちに当該特定業務を行うことができる行政書士がある行政書士法人に限り、行うことができる。

（日本行政書士会連合会の会則）  
第十八條の二 日本行政書士会連合会の会則には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 第十六條第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
- 〔新設〕
- 二 四 〔同上〕

# 掲 示 板



## お知らせ

### 第19回 会員写真コンクール募集要項

- テーマ……………自由
- 締 切……………平成26年12月10日
- サイズ……………キャビネ大又は2Lサイズかデータ（2MB未満jpeg）形式でも可。本会メールアドレスに添付メールでお送りください。多数の作品を送られる場合は6MBまで。  
※応募作品は返却いたしません。
- 賞……………会長賞 1名、優秀賞 2名  
入賞 3名、佳作 4名

受賞作品については会報誌に掲載し、発表いたします。  
尚、表彰式は定時総会にて行います。  
人物撮影は本人の許諾のあるものを応募下さい。

送付先 静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会館  
写真コンクール係  
E-mail : shizuoka@sz-gyosei.jp



By. Nakamura

事務局職員伊藤さんが6月13日をもって産休に入りました。  
6月2日望月さんが採用され、入局されました。紹介いたします。



氏 名：<sup>もちつき</sup>望月 <sup>まゆ</sup>麻由

採用日：平成26年6月1日

趣 味：音楽鑑賞

一 言：頼もしい先輩方のように1日も早く仕事を覚え、皆さんのサポートが出来るよう頑張ります。よろしくをお願いします。

事務局の夏期休暇は

**8月13日(水)**

**14日(木)**

**15日(金)**

**とないます。**

## living room

## 「夏つばき」

静岡県行政書士会 会長 岸本敏和

梅雨の晴れ間の中に、いつ咲いたのだろう？夏つばきが咲いている。歳を重ねたせいだろうか、このところ草花に目がゆく。少し前までは何の関心もなかったのに。路傍に咲く花や出張の際の車窓からも、花の色に目がゆき何の花だろうと思うことが多くなった。

同年代の友人達といっても、相変わらず仕事の話やゴルフ・釣りの話が多い。草花の話でもしようものなら、不思議そうな顔で見られる。しかし、気になるものは気になる。数年前から、我流で花を活けるようになった。たまの休日には花屋に通い、自宅で床の間から玄関・廊下・トイレに至るまで、十数か所に活けている。自分では、上手にできたと思っても、家人が知らない間に“断りも無く”手直してしまう。初めのうちは憤慨もしたが、所詮センスが違うと自分に言い聞かせている。

我流であるから、怖いものはない。外出先で、これはと思った生け花を見たときなど躊躇無くカメラに収める。それを参考に活けるのである。我以外皆師の言葉を反芻しながら、写真を元に活けるのである。これは、時間もお金もあまりかからないから便利である。しかし、素人は素人であり、基本も何も無いわけであくまでも自己満足の世界である。華道の先生に着いて手ほどきを受けようかとも思ったが、ゴルフのレッスンと一緒に、続かないことが判っているから、いつまでも自己流である。

それにしても庭の夏つばきはどう活ければいいのだろうか？と思った途端に忘れていた宿題を思い出した。海柘榴（つばき）の語源である。今年2月の会長コラムで宿題にしたまま忘れていた。なぜ、椿は海柘榴とも書くのか？である。

そのまえに冬に咲く椿と夏つばきはどこが違う

のか調べてみる。

冬に咲く椿は、ツバキ科ツバキ属の緑葉樹（そういえば一年中葉は青々としている）。一方夏に咲く椿は、ツバキ科ナツツバキ属の落葉樹である（どおりで冬の間は、その存在を忘れていた）。余談ではあるが、夏つばきは、別名はシャラノキ（娑羅樹）とも言われる。しかし平家物語の冒頭に出てくる「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。娑羅双樹の花の色…」の娑羅の木とは、全くの別物である。

さて話を宿題の解決に戻そう。椿の花と柘榴<sup>ざくろ</sup>の花は似ても似つかないものであるが、柘榴に海が付くとなぜツバキとなるのか？が宿題であった。

諸説あるが、海の向こう（朝鮮半島）から渡来したものだから、“海”がつくらしいというのは判ったが、なぜ柘榴なのかがいくら調べても判らない。何度も言うが、柘榴の花と椿の花は全く違うのである。つくづく素人の調べは難しいと思う。辞典でも植物図鑑でも、インターネットで検索しても判らない。

考え続けても答えの出て来ないことは明らかである。誠に勝手ではあるが、ここは読者諸賢の皆様が宿題を預け、この稿を終わることとする。

さあて、夏つばきを活けてみるとしよう。

“ひねくりし一枝活けぬ花椿” 正岡子規

平成26年7月1日



おまかせください  
あなたの毎日を  
しっかりとサポート

● 行政書士賠償責任補償制度

お客様との信頼関係の維持の為に  
お客様からの賠償請求にそなえる保険。

● 行政書士新団体医療補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険。  
病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険。

● 成年後見賠償責任補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険

● 確定拠出年金・個人型

公的年金のプラスアルファとして

行政書士の皆さまの毎日を  
しっかりとサポートする  
ために、業務や生活に必  
要な保険から、専門書籍、  
ITサポートなどの豊富な  
メニューをご用意。  
行政書士の皆さまにとって  
なくてはならないサービス  
をこれからもご提供いた  
します。

全行団

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階  
Tel.03-3770-5675 Fax.03-3770-2677

有限会社全行団は、日本行政書士会連合会及び  
地方協議会から出資を受けた行政書士の福利  
厚生、事務所運営を目的とした営利法人です。



詳しくはホームページ <http://www.zengyodan.co.jp/> をご覧下さい。

静岡県行政書士会平成26年度会務日程表

NO. 1

摘要	26年5月	26年6月	26年7月	26年8月	26年9月	26年10月	26年11月	26年12月	27年1月	27年2月	27年3月	27年4月	27年5月	27年6月
常任理事会・常任幹事会	13 火	4 水	2 水	6 水	3 水	8 水	5 水	3 水	7 水	4 水	4 水	8 水	13 水	3 水
月例入会者登録証交付	13 火	4 水	2 水	6 水	3 水	8 水	5 水	3 水	7 水	4 水	4 水	8 水	13 水	3 水
申請取次行政書士管理委員会			30 月			29 月	29 水	25 木	29 木	27 金	26 木	24 金	27 水	26 金
新入会員特別講習会								27 水		25 水				
理事会・幹事会		12 木			19 金				23 金			14 金		
支部長協議会			27 金			25 木			23 金		20 金			
監査会						15 水			16 水					
総会		23 金											22 金	
ソラフトボート大会		7 土												6 土
行政書士試験						18(祝) 土	9 日							
日行連・日政連	19、20 木、金													
官庁訪問														
顧問協議会						25 木								
新年賀詞交歓会														
網紀委員会		5 木	1 火	7 木	5 金		13 木	11 木	15 木	17 火	12 木			
代理権開発PT		26 月	25 水											
住宅防音事業開発PT										13(講) 金	6 金			
6次産業化開発PT		29 木	24 火	5 火	2 火	7 火	4 火	2 火	20(講) 水		3 火			
中小企業支援業務開発PT			24 木		1 月	21 火	17 水	3 水	22 木	23 月				
運路内民地調査PT			10 木	18 月	16 火	20 月	17 月	15 月	19 月	16 月				
補助金業務普及PT		11 水	24 火	19 火	1 火	21 火	26 水	3 水	22(講) 木	23(講) 月				
農地土木委員会	21 水	18 水	16 水	20 水	17 水	14 火	19 水	17 水	21 水	18 水	18(講) 水	18(講) 水		
運輸委員会		11 水	9 水	2 水	10 水	9 木	12 水	10 水		12 木	10 火			
環境委員会	16 金		18 金		22 金		23 木	12 金	16 金	20 金	21 金			
建設業委員会		28 水	1(講) 火	5 火		25 金	24 金	19 金	15 木	18 水	11(講) 水			
中小企業支援委員会		5 木	11 水	19(講) 火	1 月	21(講) 火	17(講) 水	3(講) 水	22 木	23 月				
風俗保健委員会	16 金		23 月	22 金		6(講) 月	23 木	12 金	30 金	20 金				
相続家事委員会		17 火	14 月		17 水	16 木		20 火						
国際委員会			23 月			30 火	23 木	12 金	30 金	20 金				
業務普及推進活動部門														
業務普及活動支援G			9 水	23 水	10 水	22 水	12 水	10 水						
報酬額G														
業務普及活動支援G														

静岡県行政書士会平成26年度会務日程表

NO. 2

協働事業部門	26年5月		26年6月		26年7月		26年8月		26年9月		26年10月		26年11月		26年12月		27年1月		27年2月		27年3月		27年4月		27年5月		27年6月			
	29	2	9	10	17	15	1	19(第18期)	11	2	9	25	13	16	11	15	12	9	12	10	20	27	12	9	14	14	11	11		
ADR運営管理G				10	17	15	1	11	11	11	9	9	13	16	11	15	12	9	12	10	20	27	12	9	14	14	11	11		
成年後見サポートセンター				9		12	18	2	6	20	4	25	1	15	16															
静岡県支部支援G	2	金				26	18	18	2	30	4	1	15	10	16															
外国人出前講座G				23	月	18	金			火		23	26	12	26	30	20	27	金											
公教育出前講座G				26	木							17	14																	
建設業経営事項審査G	28	水				1(講)	25	6	6	26	金	24	26	19	15	18														
無料相談担当G				9	月																									
新入会員等特別研修G							27			17																				
個人情報G				4	午前		6			水	1																			
法令遵守・綱紀粛正・品位保持G							5			2																				
苦情処理G																														
IT研修G																														
著作権研修G				16	月		16			16																				
総務委員会				14	午前					9																				
総務委員会				20	火		8			11																				
法務委員会				16	金		25			29																				
広報委員会				9	金		11			5																				
総務大会実行G				14	7次会																									
行政書士試験実行G							12			総務 合同																				
選挙管理G																														
職務上請求書G																														
行政書士登録事前・補助書使用届事前G																														
電子情報管理G																														
危機管理担当G				16	27午前																									
登録業務所確認作業PT				17	火		29			30																				
行政懇談会PT				10	火					18																				
官公署訪問PT				10	火																									
電子申請推進支援PT																														
組織再編検証PT																														
経営規模等評価事前審査業務				5/8~5/30																										

つぶやき

今年も、カレンダーの6月11日は「入梅」と記されていました。入梅とは、季節の目安となる特定の日の総称である雑節の一つで、暦のうえでの梅雨入りです。今の様に気象情報が発達していなかった時代には、農家にとって田植えの準備を始めるためにも、この時期を知るのは必要なことだったのでしょう。

何故、この日にこだわるかというと、小生の誕生日だからです。子どもの頃、親から「だから性格が湿っぽいんだ」とよく言われました。「自分が好んでこの日に生まれてきたわけではない。アンタ方のせいだろう」と思ったものです。

この時期の花といえば紫陽花ですが、その花言葉は「移り気・浮気・高慢…」だとか。「紫陽花の末一色となりけり」(一茶)という俳句もありました。

余り良いイメージが湧いてきませんが、実は小生、この季節がそんなに嫌いでもありません。稲のように、湿潤のとき体いっぱい養分を蓄え、真夏の暑さに備え、やがてくる秋の実りを期待しているのです。

もっとも、小生の人生、本当に何時かたわわに実るのだろうか？ 小心亭愚図平

パソコンなど目を使いすぎて疲労を感じたら遠くを見ると良いといわれますが、ぼんやり遠くを眺めてもあまり、目は休まらないそうです。

私たちの目には、毛様体筋(もうようたいきん)というピントを合わせるために目のレンズの厚さを調整する筋肉が存在するのですが、近くを見るためにレンズを厚くする時には、毛様体筋を収縮(緊張)させ、遠くを見るためにレンズを薄くする時には、毛様体筋を弛緩(リラククス)させます。

この毛様体筋の特性をふまえると、遠くの建物や雲など遠くにある対象物をハッキリととらえるように見ようとしたほうが、実は、目をリラククスさせることが出来ます。

さらに、目の疲れは、眼球を動かす外眼筋や首の筋肉の緊張も関係しているため、遠くの一点を見つめながら首を、上下左右に動かしたり回したりする体操をパソコン作業の合間に小まめに行うことで、疲れ眼や視力の低下を予防することができるようです。(健康小話)

ウェアラブルカメラ…というものをご存じだろうか、身体等に装着しハンズフリーで撮影する事を目的としたもので、小型、かつ、耐衝撃性や防塵防水性に優れているカメラである。

録画スイッチを押したら勝手に撮り続けるもので、基本的には単焦点でアングルなどは固定される。

写真撮影が趣味の私にとって、じっくり構図を考え撮影をすることこそ醍醐味なのであって、こんなカメラでの撮影は「邪道だ!」と思っていた。つい先日までは…

しかし、実際に身体を動かしながら、一瞬で構図を決め、決定的瞬間を撮影するなどということは不可能だということを思い知ったときから、俄然「ウェアラブルカメラ」に注目するようになった。

何時か、ウェアラブルカメラならではの迫力ある映像を撮りたいと思う今日この頃である。

カメラ小僧

「あれ!ちょっとズボンがキツくなったかな?」と思ったのはしばらく前のこと。

これまで、大学時代の体型を維持してきたがとうとう来たか『中年太り』。

「いかん!このままでは今持っている服が着れなくなってしまう。」

という訳で最近ジョギングを始めました。それに加え腹筋運動も始めようかと思っています。

目指せ、シックスパック!

如雲斎

編集後記

平成26年度定時総会・定期大会、球技大会も多くの会員の出席があって無事終了しました。

夏に向かってパワーを貰った話をひとつ。6月15日(日)静岡市民文化会館大ホールで開催された「静岡県高等学校応援団フェスティバル」に出かけました。参加15校の応援合戦がステージ上で披露されました。球場では目にした事がありますが、こんなに近い距離で、多くの高校の応援団それぞれの気風が感じ取れ、客席も一体となれる熱気あふれる合戦の体感は何初めてです。

午前10時開会は2014W杯ブラジル大会の日本初戦と重なり観客の数を心配しましたが大丈夫。常日頃脇役の応援団がこの日は各校20分の主役に躍り出て、団長以下一糸乱れない硬派の黒の制服、白い手袋が印象的でした。校旗をこの間ずっと姿勢を保ち捧げつづける高校生にも感激。

会場運営にあたっていた若者達も含めこの高校生たちが大人になり社会を担っていくのももうすぐと応援し、未来は無限に広がっているその若さに嫉妬を覚えつつ帰路につきました。来年は第4回大会、もっともっと多くの高校が参加し盛況でありますように。そうそう、高校生の肖像権保護のため会場の撮影は禁止でした。今はほのかに好意を寄せる先輩の姿をこっそり写真に、そんな時代ではないようです。

残す任期1年頑張らなくては。

# 平成26年度静岡県行政書士会ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

平成26年 6月7日

大井川河川敷緑地公園に於いて



珍プレー



打てるかな？



ふれあい募金及び東日本大震災復興支援の募金活動をしました。

なでしこの皆さん



ご来賓の皆様

# あなたの街の法律家 行政書士

行政書士は許認可・登録申請、  
遺言や相続、様々な契約・届出などの  
相談から書類作成までサポートします。



木村 文乃



## 静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 岸本敏和 編集 広報委員長 高林和子

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846

発行年月日 平成26年 7月31日